

小平市教育委員会会議録（甲）

——2月定例会——

平成20年2月22日（金）

平成20年2月 教育委員会定例会（甲）

開催日 時 平成20年2月22日（金） 午後2時00分～午後3時40分
開催場所 市役所5階505会議室
出席委員 小池貞雄委員長
伊藤文代委員長職務代理者
吉田昌子委員
荒畠忠弘委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
山田裕教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
大澤一美学務課長
永田達也学務課長補佐
相浦和行指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
大平真一生涯学習推進課長補佐
武藤眞仁体育課長
島林正美中央公民館長
蛭田廣一中央図書館長
書記 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○小池委員長

それでは、ただいまから教育委員会2月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○小池委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、荒畠委員及び私、小池でございます。

今回から議事の進め方を若干改めまして、はじめに、非公開にて取り扱う議題を決定したいと思います。

本日の議題のうち、教育長報告事項（8）及び議案第40号から第44号までは、人事案件ま

たは個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと思います。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題について非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

○小池委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

(委員長報告事項)

○小池委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）平成19年度東京都市町村教育委員会連合会研修会について、私から報告をいたします。

2月1日に東京都市町村教育委員会連合会研修会が自治会館で行われました。伊藤委員、荒畠委員、石川教育庶務課長補佐と私の4人で参加をいたしました。

「これからの中学校教育」と題しまして、東京学芸大学教授、児島邦宏先生の講演がございました。この方は、中央教育審議会専門委員をされていた方でございます。大変具体的でわかりやすい講演でございまして、私たちも大変良い勉強ができたというふうに思っております。かなり詳しい資料をいただきましたので、後ほど見ていただきたいと思いますが、講演で特に強調されていましたところを、断片的ではございますが、一応報告させていただきます。

まず、学習指導要領案につきましては、2月15日に公表されておりますので、主な内容は御存じだと思いますが、特に先生が強調されていた点は、次のとおりだと思います。

まず一つは、時数が増えた教科というのは、教える知識を増やすのではなく、子どもの活動時間を確保して授業の質の改善をねらいとしております、ということを申されておりました。

それから、次の総合の時間が減りましたのは、これは決して軽視したということではなく、目的の純化にあるということでございます。今まででは主旨に反する使い方をしているケースがままございましたから、こういうものを無くしたいということのようでございました。

また、学力調査、PISA、それからTIMSSなどから見た学力の実態につきましてですが、既に何度も取り上げておられますけれども、図形などを含めまして、読み取る力、学ぶ意欲、学習習慣に課題が残っているということでございます。

それからもう一つは、学力の二極分化ということが起こっている。それから学力というのは、生活習慣との相関が非常に強いということを申されておりました。中央教育審議会の答申では習得型教育、これは基礎的な知識や技能を修得するための教育でございます。それともう一つは、

探求型の教育、みずから学びみずから考える力の、この両方を総合的に育成し、自立した社会人の育成を目指すということが重要である、ということをおっしゃっておられました。

それから学力観につきましてですが、これはこの資料にもございますけれども、「重ね餅的な学力観」という、ちょっとおもしろいネーミングですが、そういうことを言われておりました。そのベースとなりますのは体験であると、一番基礎が体験にあると、それによって学ぶ意欲を感じ取り、教育の土台となるのだと。それから、体験の喪失というのは、学習の抽象化や機械的暗記主義、それから学ぶ喜びの喪失、学力の剥落現象、（身につかない）。それから問い合わせの喪失、これは自分に対する、世の中に対する質問、問い合わせといいますか、疑問といいますか、そういうものが失われるという意味だと思いますけれども、そういうことをおっしゃっておりました。その上で3段重ねの学力、1層目は基本的生活力、2層は教科等の基礎・基本、それから3層目は人間力、生きる力、それによって社会的自立が達成できるというような、そういうお話をございました。大体そういうところが中心ではなかろうかというふうに思っております。

これにつきまして御出席になられました方々から、もし御感想等ございましたら、一言ずつでもお願ひしたいと思います。

伊藤委員、お願ひいたします。

○伊藤委員

研修としては、文字どおり勉強するという形で、帰りの車の中で4月の着任式の後の講演に、この先生の今日のようなお話を願いできたらいいですねというような話をして帰ったところです。ちょうど新学習指導要領についてのお話がありましたので、非常に勉強になりました。3層のこととは、日ごろいろいろな課題がありますので、私どもも整理できない部分もありますけれども、基本的な形を示していただいたということで非常によい勉強になりました。

○荒畑委員

主旨につきましては、先ほど小池委員長がおっしゃったとおりなのですが、私も北とぴあに引き続き2回目の研修ということで、ものすごく緊張しましたが、すごくためになりました。

重複するかと思いますが、これから学校教育ということで、5点主旨説明がありました。第一が、学習指導要領が新しく変わりますが、生きる力を育む基本理念はかわらず、かわるのは生きる力を育むための具体策を、どう確立していくかということですと、最初に言われてありました。

また2点目としましては、学力の全体像を二者択一ではなくて、先ほど委員長がおっしゃいましたように、重ね餅的な学力観としてとらえていくということです。

それから3点目といたしましては、全国的、あるいは国際的な学力調査によると知能、技能に比べまして、思考力とか判断力、表現力等に課題があるということを言っておりまして、日本の場合には、特にあきらめとか、潔い、乗り越えようと努力しないという傾向が見られるということで、空欄が多かったというふうに言われてきました。また中国人はあきらめないで粘り強く、

また米国人も優れているというお話がございまして、日本人も頑張らなければいけないのではないかなどというふうに思いました。

そして、重ね餅的学力観のところで、生きる力を育むために一層重視される総合的な学習が必要だということをおっしゃっておりまして、例を挙げて先生がおっしゃっていたことに、中学生を禅寺に連れて行ったときに、自分の人生をこんなに静かに振り返って考えたことはなかったということで、自分をじっと見つめられたと、大人びたようなコメントをされていたというふうに言っておりました。

それから、赤ちゃんを6年生の子どもさんがあやす場合に、女の子ですと泣いている赤ちゃんが泣き止むのですが、ほかの男の6年生の子が抱くと泣き止まない、またなぜ泣いているのかわからないということで、やはりそういったことで総合学習をしていって、いろいろなことを覚えた方がいいのではないかということをおっしゃっておりました。

それから3つ目といたしまして、先ほど言いましたけれども、そのほかに学力が子どもさん自身の学習習慣とか生活習慣にかかわりがあるということをおっしゃっておりました。特に、午後10時前に休んだり、朝食をきちんと食べた子どもさんは成績がよいという結果が出ているということで、やはり学習習慣、基本的生活習慣などの子どもさん自身の生活のあり方に影響されるのだということをおっしゃっておりました。

それから4つ目といたしまして、教師のきめ細かな指導を支えている指導観とか、授業観の転換をしていかなければいけないということと、子どもさんの気持ちを理解する先生であってほしい、またそういった能力が求められてきているというお話をされておりました。特に児島先生が2点おっしゃっていたことに、小学校4年生の家庭科の授業と、中学校の数学の授業を見るのが興味深いということをお話ししております。特に小学校4年生の家庭科につきましては、生活の経験が見られるからおもしろい、または針の持ち方を教えるとか、もっと面白いのは参観日の前の日にリンゴの皮むきを子どもにやらせて並べておいて、次の日に参観日にできない子どものお母さんは下を向いてじっとしているとか、そういったエピソードもお話しされておりました。

それから、中学校の数学の時間に生徒が窓の外を見ているときに、教師が「けしからん」ということで、「出て行け」という大声を出したということも、（それでも生徒は出てはいかなかつたそうですが）、これでは親と対応が同じでいけないのでないかということでした。「なぜ外を見ているのだろう」と考えなければならない。なぜを読み取らなければならない。またその先生の気持ちとして、「黙って見っていてもそのうちこちらへ向かせてやるぞ」という、迫力気がいがなければいけないということを、おっしゃっておりました。

それから、指導技術につきまして、アサガオの育て方を例に出し、子どもさんが課題に意欲的に取り組むよう促す必要があるということで、水をやること、またお日様に当てるごと、肥料をやることというようなことはなし、子どもさんがじっとしていられないように、また気が気ではないような形、例えば水を5杯やった場合、3杯、2杯やった場合、どのような違いが出るかとか、お日様の話をしましたら、（うちのお母さんはベランダにアサガオを置いてあるどうしてだろう）、日当たりのいいところ、日陰のところ、真っ暗なところと3ヶ所えらびましたら、

(真っ暗なところは暗幕を張った部屋に置きましたら子どもさんは気が気ではないということで、) すごい関心を寄せたということです。やはり先生は指導技術をきちんとして、そういういた関心を持たせる、子どもさんが持てるような感じの努力をしていく必要があるのではないかなどというお話をされました。

最後に、教育委員会が何もしないから水準が高いというお話が以前にもあったのですが、これは子どもさんと教師の関係が薄いからであって、教育委員会が何もしない方がいいという意味ではないということで、最後に教師と子どもが向き合う関係とか、子ども同士の向き合う関係とか、子どもと教材の向き合う関係などをどのように確保するか、またその時間を保証するようにということが大事ではないかというようなことで、5点ほど例を挙げて言っておりました。

ちょっと話がまとまりませんが、メモしたことをお話いたしました。

以上です。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

この児島先生のお話、なかなかよかったです、もし機会がありましたら、一回お話をしに来ていただければというふうに思います。忙しい方だと思いますので、なかなか難しいかもしれません、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは以上で、委員長報告事項を終了したいと思います。

(教育長報告事項)

○小池委員長

それでは次に、教育長報告事項に移ります。

教育長報告事項（1）市議会生活文教委員会の結果について、でございます。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（1）市議会生活文教委員会の結果について、報告いたします。資料はございません。

市議会閉会中の生活文教委員会が、今月5日に開催され、「小平地域児童見守りシステムモデル事業について」として、所管事務調査が行われました。

詳細につきましては、昼間教育部長から説明させます。

○小池委員長

昼間教育部長、お願いいいたします。

○昼間教育部長

それでは、平成20年2月5日（火）に開催されました市議会生活文教委員会について報告をさせていただきます。

当日の委員会は「所管事務調査」として行われ、調査事項は「小平地域児童見守りシステムモデル事業について」でございまして、当日は、午前9時から第1委員会室で行われ、午前10時30分に終了いたしました。

内容といたしましては、本モデル事業が昨年の9月に開始して以来当初より、11月から2カ月間の検証期間を経てその後一定の評価を行い、その結果について肯定的な評価が得られた段階で次のステップに移るという段取りを踏みながら、本モデル事業を進めていることを踏まえまして、（1）本モデル事業の概要について、（2）事業開始から現時点までの経過について、（3）小平第六小学校及び小平第八小学校における、昨年11月から約2カ月間の実証の結果について、を中心に配付資料に基づき説明・報告、質疑が行われたものでございます。

なお、当日の委員会を傍聴された方は5名であり、全員が市議会議員の方々でございました。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それから次は2番目、教育長報告事項（2）市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（2）市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

平成20年2月21日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で8校、延べ11学級の学級閉鎖を措置いたしました。中学校の学級閉鎖はございません。

また、昨年の同時期における臨時休業は、小学校はございませんでしたが、中学校は1校、延べ2学級でございました。

なお、各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（3）小平市立学校の通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の制定について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（3）小平市立学校の通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の制定について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

平成19年11月の教育委員会において、制定に向けて作業を進めている旨の報告をいたしましたが、前回お示した案に若干の修正を加え、制定したものでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○小池委員長

山田教育部理事、お願いいいたします。

○山田教育部理事

お手元にございます要領の第6条、配置日等について、でございますが、週2日を限度といたします。原則として肢体不自由のある対象児童・生徒の介助は保護者が行うこととし、教育委員会と保護者と学校と協力して、対象児童・生徒の教育活動が充実するよう努めていく必要があります。その中で、教育委員会は介助員の配置を週1日を限度として行っているところです。今回、介助員の配置にかかる手続きを明確にするとともに、対象児童・生徒の教育活動の充実、保護者のさらなる負担軽減等の観点から週2日を限度に支援の幅を広げます。

また、平成19年11月の教育委員会において、「別記様式第1号 介助員配置希望書」のうち、保護者の同意を得る部分の表現がわかりにくいという御指摘を含め、若干の修正をいたしました。「小平市教育委員会」、「当該児童・生徒」を加え、聴取する主体と、取得する情報の範囲を明確にいたしました。

介助員の研修については、特別支援学校と連携を図り、教員、ボランティア等を含め研修の機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（4）寄附の受領について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（4）寄附の受領について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

[I] は、デジタルカメラ1台、ラミネーター1台を株式会社東映テレビ・プロダクション様から、小平市平櫛田中彫刻美術館及び生涯学習推進課への御寄附でございます。

[II] は、CD-MDラジカセ1台を、匿名希望の個人の方から、小平第九小学校への御寄付でございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○小池委員長

阿部教育庶務課長、お願いいいたします。

○阿部教育庶務課長

本日報告いたしますのは、6件でございます。資料をごらんください。

はじめに、受付番号（85）。事業名、教育フォーラム～21世紀の授業を考える～。こちらは今回初の承認で、事業内容は、地域の教員や教員養成課程の学生を対象に、情報化や国際化の進む21世紀の子どもたちの教育について考えるフォーラムでございます。具体的な内容といたしまして、基調講演、授業実践報告等が行われます。入場は無料でございます。

次に、受付番号（86）。事業名、ユネスコ太極拳教室。こちらは毎年使用承認しております。

次に、受付番号（87）。事業名、ユネスコ中国語初級講座。こちらも毎年使用承認しております。

次に、受付番号（88）。事業名、ユネスコ韓国語上級講座。こちらは今回初の承認で、事業内容は韓国人講師による韓国語上級講座で、毎週土曜日開催される予定です。月会費2,000円でございます。

次に、受付番号（89）。事業名、第4回生涯学習セミナー。こちらは毎年使用承認しております。

終わりに、受付番号（90）。事業名、不登校・ひきこもり無料相談会。こちらも毎年使用承認しております。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは次に、教育長報告事項（6）小平第六小学校児童の交通事故について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（6）小平第六小学校児童の交通事故について、報告いたします。資料はございません。

去る2月7日の午後、小平第六小学校の児童2名が下校中、自動車事故により死傷し、うち1名が、治療の甲斐なく、翌2月8日に亡くなるという、痛ましい事故が発生いたしました。御遺族に哀悼の意を表する次第でございます。

この件を受け、各学校には、同様の事故・事件が起こらないよう、臨時に校長会を開催して注意を喚起したところでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○小池委員長

山田教育部理事、お願ひいたします。

○山田教育部理事

それでは、小平第六小学校児童の交通事故について御報告いたします。

平成20年2月7日木曜日、午後3時ごろ、小平市小川東町一丁目11番の月極駐車場で、小平市立小平第六小学校1年、中島陸くん7歳と、宮野琉太くん7歳が東大和市在住の女性の運転する自家用自動車にひかれ、中島陸くんは同自動車の下敷きとなり、意識不明の重体、救急車で公立昭和病院に搬送され、手術の後、集中治療室に収容、低酸素脳症の状態で8日午前0時18分に御逝去されました。

また宮野琉太くんは衝突の衝撃で倒れ、都立府中病院に搬送され、腹部打撲、両側ひざ打撲症、右足関節部打撲症と診断されました。

このことを受け、教育委員会といたしましては、8日午前11時30分市役所において、市内小・中学校の臨時校長会を開催し、この件について報告をするとともに、哀悼の意を表し黙祷をいたしました。指導主事から児童・生徒の登下校時における安全管理の徹底について指示伝達し、最後に教育長から校長の危機管理について指導いたしました。

また10日に教育長と私、理事は御遺族宅に弔問に訪れ、哀悼の意を表してまいりました。通夜が11日午後6時から、告別式が12日午前10時からとり行われました。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

本当にこういう事故が二度と起こらないようにしていっていただきたいと思います。

それでは、教育長報告事項（7）事故報告Ⅰ（1月分）について、坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

1月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○小池委員長

山田教育部理事、お願ひいたします。

○山田教育部理事

1月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。管理下の交通事故は、小学校で1件ございました。また、管理外では中学校で1件ございました。

事故の内容についてです。

①の事故は、小学校1年生男子が、友だちとふざけて道路にはみだし、ランドセルが自動車と接触し、両ひざを打撲したというものでございます。

中学校における事故でございます。

②、中学校1年生男子が、学校から帰宅後に自転車に乗っていたとき、自動車と接触し、左手小指を骨折したというものでございます。

次に、一般事故です。管理下の事故が小学校で7件、中学校で2件ございました。

はじめに小学校の事故をまとめて説明いたします。

①、小学校6先生男子が、下校中、友だち3人とふざけていたときに転倒し、顔をコンクリートの地面にぶつけ、上唇を打撲、鼻の右横に裂傷を負ったというものでございます。

②、小学校3年生女子が、休み時間中、一人で一輪車に乗っていたところ、前のめりに顔面からコンクリートテラスに倒れ、歯を1本折り、鼻とひざに切り傷を負ったというものでございます。

③、小学校4年生女子が、休み時間中、廊下から教室に入ってきた別の児童の肩がドアに当たり、そのはずみでドアが倒れ、当該児童の頭部に強く当たり、頭部を打撲したというものでございます。

④、小学校4年生男子が、休み時間中、教室前の廊下で転び、顔面を打ちつけ前歯を折ったというものでございます。

⑤、小学校3年生女子が、体育の授業中、ボールを使ってドリブルを行っていたときに滑って転び、床に歯をぶつけ前歯を折ったというものでございます。

⑥、小学校6年生男子が、体育の授業中、サッカーの試合で友達の足につまずき転倒し、左手首を骨折したというものでございます。

⑦、小学校6年生男子が、周年記念行事の後片付け作業中、ぶざけていた児童のあごと歯が当該児童の頭に当たり、頭頂部に切り傷を負ったというものでございます。

中学校でございます。

⑧、中学校2年生男子が、休み時間中、友だちとサッカーを行い、ボールを蹴るため足を振り上げたときに、右足の付け根を骨折したというものでございます。

⑨、中学校3年生男子が、保健体育の授業中、200メートル走で生徒同士が接触し、外側を走っていた当該生徒が体勢を崩し、サッカーのゴールポストに倒れこみ、左手首を骨折したというものでございます。

なお、今月の事故は先月と比べてみると、交通事故は同数、一般事故は7件の減少でございました。また昨年の同じ月と比べますと、交通事故は同数、一般事故は6件の減少でございました。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

ここまでのお質問事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。ありましたら、お出しitいただきたいと思います。

○伊藤委員

まずは、このたび小平第六小学校の児童が交通事故でお亡くなりになりましたこと、御遺族のお気持ちを察するに余りあります。心より哀悼の意を表します。

このことに当たりまして、事務局におかれましては、連絡、それから臨時校長会の招集など、速やかに当たっていただきました。

一点お聞きしておきますが、校長会において登下校の安全管理を指導主事の方から徹底し、教育長からも校長にお話があったということですが、その登下校の安全管理に関してのお話を、具体的にどのようにお話しされていたか、お聞きしたいと思います。

○山田教育部理事

交通安全の確保について、という指導については、毎年東京都の方からその指導資料というものが教育委員会に送付されます。それは各学校に市教育委員会より改めて通知するものでございますが、その資料に基づき説明いたしました。

詳細については、ただいま手元に資料がございませんので、詳しくは御説明できませんが、かなり具体的な指導でございました。

何点か御説明申し上げますと、まずこれは学校に対しての通知でございます。

1点目は通学路の安全点検の徹底、2点目は、地域保護者や学校支援ボランティア等の協力を得ることも考慮すること。

3点目に、これは子どもたちへの交通安全指導についての徹底ということがございます。日ごろからこの指導は行っているものでございますけれども、特に重点指導事項の徹底を図ることとして、1番に必ず横断歩道や歩道橋を利用すること。2番に左右の安全を必ず確かめて横断すること。3番に交差点では一たん立ち止まり安全を確認する。絶対に飛び出さない。4番に自転車の利用については、見通しの悪い場所では必ず止まって安全を確かめること。また2人乗りや、無灯火運転等危険な乗り方はしないということ。あと2点ございますが、5番目に自動車の前後を通過するときは動き出さないか、安全を確かめるということ、最後6点目は、道幅の狭い道路で人や自転車とすれ違うときは前後の状況を十分確認してからすれ違うという点について、でございます。

以上でございます。

○坂井教育長

7日に事故があって、その日の夕方にはテレビでも事故の概要が放映されていましたし、翌日の新聞にももう既に亡くなつたということで、報道されていたわけですけれども、私はてっきりそういうテレビニュースですとか、あるいは新聞報道に教員、あるいは校長たちが目を通して、小平市内の事故ですので、相当意識を持っていたかと思っておりました。

それと同時に、すぐに翌日、子どもたちの下校前に学校で指導しなければ意味がございませんので、急遽1時半に校長を呼び、臨時校長会の中で先ほど理事から報告したような交通安全指導について再度、徹底をすることにしたわけです。

当日校長を集めるに当たって、全く意識のない校長が2名ほどいまして、つい私もきつい指導をしなければいけない事態があったわけなんですけれども。やはり市内の子どもたちが、こういう事故にあったときに、全体的に同じ意識でもって生徒指導ができないと困るわけでして、そういう意味では今回は教育委員会、それから学校現場が、ある種危機意識を再確認するというような、そういうことになったんではないかと思っています。

当日校長たちも早速学校に帰って、全校生徒を集めて子どもたちには注意をしたということを聞きました。そういう形で即対応ができるということが、こういう事故の場合は一番大事ですので、学校は苦労があったかもしれませんけれども、そういう対応をお願いしたということで、臨時校長会を開いたということでございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

少しお聞きしたいのですが、通学路の安全確保ということで、いろいろチェックをされていると思いますけれども、その中で、やはりここは危険だなというところに対して、何か行政の方から手が打てないのかどうか。そういうところがなければ結構ですけれども、もしさういうところがありましたら、学校の方からも情報を出していただいて、重点的に何らかの対策を取れないかどうか御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○坂井教育長

今の件につきましては、毎年通学路の点検をするに当たっては、改めて通学路を決定する場合もあるわけです。それは警察の方、公安委員会とも折衝をして通学路を決定するわけですけれども。学校及びPTA、あるいは最近多くの方が児童の見守りで参加していただいている。そういう皆様の活動の中で、もし子どもたちの登下校に支障を来すような箇所があれば学務課の方に挙げ、学務課の方で関係課、警察とも協議しながら子どもたちの安全確保に務めています。今回も翌日早速、小平第六小学校の安全見守りの皆さんには、要所要所に立って、改めて通学路の点検をしていただいたということで、決して手を抜いているわけでも、そういうことを見過ごしているわけでもありませんが、事故は否応なく起こってくることがありますので、そのことについて改めて私たちも気を引き締めて、再度子どもたちの安全についての点検に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○吉田委員

今的小平第六小学校の事故の件で、一つお伺いいたします。

当時その事故現場に居合わせたもう一人の児童のことですが、やはり心の傷というのはものすごく大きなものがあったと思われます。その心のケアといいますか、そちらについてはどのような対応をされているのでしょうか。

○山田教育部理事

事故の翌日、8日の朝から、カウンセラーのいる市の教育相談室と、この事故についての密接な連絡を取り合いました。その後、このスクールカウンセラーの派遣を依頼し、学校にスクールカウンセラーへの配置を複数名で行う措置をとっています。

特に、児童の心的ケアを目的に、観察記録をとりまして、その観察記録をもとに指導主事とともに今後の手当てを検討していくという指示を出しております。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

ーなしの声ありー

○小池委員長

特にないようでしたら、これにて（1）から（7）までの教育長報告事項を終了させていただきます。

（協議事項）

○小池委員長

それでは次に、協議事項に入りたいと思います。

協議事項（1）平成19年度小平市教育委員会表彰について、を議題といたします。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

協議事項（1）平成19年度小平市教育委員会表彰について、説明いたします。資料No.8をごらんください。

今回の表彰は、小平市立学校に在学する児童・生徒、またはこれらの者で構成する団体に対するものでございます。

対象となりますのは、小平市教育委員会表彰等に関する規程第2条第1項ウ「(教科の学習成績を除き、) その他表彰をすることが適当であると委員会が認める成績を修め、または行為を行ったもの」に該当する1校、4名となっております。

詳細については、資料をごらんいただきたいと存じます。

以上でございます。

○小池委員長

このことにつきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それでは特に御意見ございませんようですから、このことにつきましては了解ということで御異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

○小池委員長

それでは次に、協議事項（2）文化振興関連事業の市長部局への委任について、を議題といたします。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

協議事項（2）文化振興関連事業の市長部局への委任について、協議をお願いするものでございます。資料No.9をごらんください。

昨年12月に決定され、先月の定例会で報告いたしました、「小平市の文化振興の基本方針」に基づきまして、市長部局と教育委員会部局に分かれている文化振興に関する事務事業を、市長部局に統合することになり、今回、資料No.9のとおり市長部局からその移管のための協議を受けたものでございます。

この移管は、地方自治法第180条の7の事務委任の規定に準拠し、平成20年4月1日より資料No.9に列挙されている事業を除く、すべての文化振興に関する事務事業を市長部局の市民生活部地域文化課に所管させるもので、現在、教育委員会部局で行っている事務のうち、生涯学習推進課で所管する、小平市文化協会の育成及び指導に関すること、芸術文化奨励賞の表彰に関すること、文化庁事業の伝統文化子ども教室に関するなどを対象といたします。

本日、この件につきまして御了解いただけましたら、委任のための規則案を作成し、次回定例会にて議案として提出したいと考えております。

なお、今回移管の対象としていない、小平ふるさと村の運営及び管理に関する事業については、平成20年度中に準備し、平成21年度より指定管理者制度を導入していきたいと考えております。

また、平櫛田中彫刻美術館につきましては、当面は現在の体制を維持しつつ、更なる充実・振興を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○伊藤委員

これにつきましては、前回よくお答えいただいておりますので、すべて了解です。

○小池委員長

そうですか。

ほかに御質問ございますでしょうか。

－なしの声あり－

○小池委員長

それでは、御質問なさそうでございますので、これにつきましては了解ということで御異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

○小池委員長

それでは、異議なしということでございますので、以上で協議事項を終了とさせていただきます。

(議案)

○小池委員長

次に、議案を審議いたします。

議案第38号、平成19年度教育予算の補正の申出について、坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第38号、平成19年度教育予算の補正の申出について、説明いたします。

本案は、教育予算にかかる補正を申し出るものでございます。

内容といたしましては、歳出の、いずれも人件費について、教育総務費で222万円の減、社会教育費で989万円の減、合計して教育費で1,211万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○小池委員長

御質問ございませんでしょうか。

－なしの声あり－

○小池委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○小池委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第38号、平成19年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

○小池委員長

御異議なしと認め、本案を可決と決定いたしました。

次に、議案第39号、平成20年度教育予算の申出について、坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第39号、平成20年度教育予算の申出について、説明いたします。

本案は、市長が市議会3月定例会に予算案を上程するに当たり、教育予算について市長に申し出るものでございます。

平成20年度の教育予算の規模につきましては、57億5,388万6,000円でございます。こちらにつきましては、7ページに記載がございます。

詳細につきましては、昼間教育部長より説明させます。

○小池委員長

それでは昼間教育部長、お願ひいたします。

○昼間教育部長

それでは、議案にそって平成20年度予算について説明申し上げます。

平成20年度当初予算の規模等につきましては、ただいま、教育長より提案説明申し上げたところで、引き続き7ページを御参照願います。

教育費につきましては、7ページの「歳出面」を見ますと、前年度は52億968万円でございまして、これに比べますと約5億4,000万円、10.4%の増となっております。

これは、主に「小学校費」「中学校費」では耐震補強・大規模改造工事の実施、ガスストーブのFF化、さらに「社会教育費」では、上水公園テニスコート改修工事、隔年に開催いたします平櫛田中彫刻美術館特別展の実施によるもの等でございます。

次に「歳入面」では、議案の2ページから各課別にお示ししております。各ページの最下段、「所属合計」の「予算額」の項を御参照ください。

2ページでは「教育庶務課」分としては、校舎大規模改造等の国・東京都等からの補助金も含めて3億8,300万円、3ページでは上段「学務課」分として、理科教育振興法による補助金を含めて400万円、同じく3ページ下段の「指導課」分として都給与事務費等、1,400万円、4ページでは上段の「生涯学習推進課」分として平櫛田中彫刻美術館の入館料、放課後子ども教室推進事業にかかる補助金等、2,100万円、

同じく4ページ下段の「体育課」分として市民総合体育館、テニスコート、プールなどの使用料等、1億3,800万円、さらに、5ページ上段の「公民館」分として公民館の複写機及び印刷機などの使用料等、550万円、同じく5ページ下段の「図書館」分として学校図書館支援セ

ンター推進事業にかかる補助金等、630万円、以上の歳入について、それぞれ見込んでございます。

さらに「歳出」についても、8ページから教育部の各課分について、最下段の「所属合計」の「予算額」の項でお示ししておりますが、よりわかりやすいものとして17ページの資料「主要事業の概要」にそって説明申し上げます。

こちらの資料でございますが、小平市第三次長期総合計画に定める5つの将来都市像ごとに事業を体系化したものでございますが、5つの項目のうち、教育委員会関連の事業が含まれるのは2つでございます。

一つ目は「安全・安心で、いきいきとしたまちをめざして」として、地域・安全・生活・文化の分野にかかる3つの事業でございます。こちらについては、「防災・防犯体制の充実」、「小平町姉妹都市提携30周年記念事業の実施」、「平櫛田中彫刻美術館の活性化」を掲げております。

二つ目は「健康で、はつらつとしたまちをめざして」として、次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習の分野にかかる14の事業でございます。

こちらでは、「新規事業」といたしまして、花小金井南中学校を対象とした「校舎増築事業（設計）の実施」、5校で実施する「ガスストーブのFF化」、学校の一部の水道栓を直接つなぐ「水飲栓直結化事業の実施」、北海道小平町との姉妹都市提携30周年を記念する「小平町姉妹都市提携30周年記念事業の実施（再掲）」、大規模な改修となる「上水公園テニスコート改修」、「公募市民による（仮称）小平市のスポーツ振興を考える市民委員会の設置」、この6つの事業を掲げております。

また「継続事業」といたしまして、「多摩・島しょ子ども体験塾事業の実施」「（大規模改造を含む）耐震補強の実施」「学校図書館の充実」「ティーチングアシスタントの拡充」「コミュニティ・スクール推進事業の拡充」「小平地域教育サポート・ネット事業の拡充」「放課後子ども教室推進事業の拡充」「図書館情報化の推進」の8つの事業を行ってまいります。

以上、合計17事業のそれぞれの事業費及び事業の概要につきましては、資料にて御確認いただきたく存じます。

以上でございます。

○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは質疑に移りたいと思います。御質問があればお出しitただきたいと思います。

○伊藤委員

指導課関連のところで、問題を抱える子ども等の自立支援事業というのがありますが、これは調査研究というふうに文部科学省の方ではなっておりますけれども、小平市では具体的にどんなことが計画されているのか。

それから、昨日教育長から先日の校長・副校长会議における資料をいただきまして、その中に

スクールソーシャルワーカーについて述べられているところがありました。これも、この問題を抱える子ども等の自立支援事業に関連して、文部科学省の方で、その子どもたちへのためでもあり、さらに教員の負担を軽減するという意味で、予算を概算要求されて、年明けにプレス発表があったものですけれども、スクールソーシャルワーカーの活用ということが各都道府県、それぞれで3地域ずつというようなことが報じられております。そちらの方も関連で今検討中なのでしょうか。

その二点をお伺いします。

○相浦指導課長補佐

ただいまお尋ねの、問題を抱える子ども等の自立支援事業でございますけれども、実はこちらは平成19年度予算につきましては、予算案の段階でスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業、従前のSSNといわれた事業でございます。当初予算の段階ではSSN名称で計上いたしまして、現在も予算上については関係課と調整の上、そのまま使用しているところでございます。

事業決定に至った段階では現在ここにあります、問題を抱える子ども等の自立支援事業に文部科学省が名称をかえて、事業の展開をしている事業でございます。

具体的には、今お話の中で最初に出てきましたお話の中で、内容的には従前行っていたスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業、こちらを引き継いでいく事業でございますので、やはり調査研究事業でございまして、学校不適応、家庭の要因による不登校問題を課題としておりまして、教育相談関係で学校との連携を強めて、調査・研究に当たっていくところでございます。

以上でございます。

○山田教育部理事

2点目の御質問でございますスクールソーシャルワーカー活用事業について、でございますが、これは、ただいまのすこやかネットワークの事業とは少し異なりまして、心の問題とともに家庭や友人関係、地域や学校等の児童・生徒が置かれている環境の問題まで、複雑に絡み合っている部分をどのように支援していくかという事業でございます。この事業については、現在教育委員会としては希望しております。東京都教育委員会を通じて、文部科学省に事業実施計画書を作成し提出しているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員

そのスクールソーシャルワーカーに関しましてですが、教育長もこの資料では、学校内の管理職の取り組みとか、それからグループワーク的なことについて述べられているんですけども、もちろん今回の文部科学省が提示してきたところにつながるお話かと思います。

平成18年5月に文部科学省の調査研究会議の「学校等における児童虐待防止に向けた取組に

ついて（報告書）」というものが出ております。その中に、「今後、スクールソーシャルワークの導入が検討されるにしても、既存の児童・生徒支援システム、特にスクールカウンセラーとの役割や機能の相違点を明確にし、その有効性を証明できない限り、新たに制度として取り入れることには、慎重に検討する必要がある。また、既存のシステムや人材をスクールソーシャルワーカーとして転用する場合、その業務については特徴を明らかにし、理解したうえで実施されなければ、形骸化した制度となる危険性が十分にある。」という指摘がございます。

やはり小平市は、現在非常にコーディネーターが活躍させていたり、スクールカウンセラーとの連携もよかっただり、それから民生委員、児童委員が非常にまめに教育をサポートしてくださっていますので、この制度の導入の下地は十分あるかと思いますが、逆にいえばその民生委員、児童委員の御活躍があるだけに、その役割の整理ということも必要になってきます。この報告書で指摘されていることも十分検討しながら、今後の希望、申請、導入については、よく検討していただきたいというふうに考えております。

○山田教育部理事

ただいま御指摘のところは、十分今検討しているところでございます。

具体的に申し上げますと、教育相談室とは少し一線を隔してこの事業については考えていこうという、こういったところを配慮しながら、今後この事業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○坂井教育長

スクールカウンセラーと分けて、ソーシャルワーカーという形で、私はこれまで考えを述べてきましたが、学校の子どもたちの健全育成というのは、内面的な精神の安定を図るということよりも、むしろグループワーク的に友だちとの関係づくり、地域の人との関係づくりというのを非常に前面に出していくかないと、なかなか子どもたちの健全育成ということが実を結ばないと思っているわけなんです。

そういう意味で、精神的な内面の問題を処理するために、スクールカウンセラーが学校に配置されましたけれども、どうしても今の子どもたちは友だちづくりが苦手であったり、地域との関係でなかなかうまく地域の人と、共同で何かをするということができないものですから、いずれソーシャルワーカーが入ってくるという、そういう話はしておりました。

先月ですね、1月の文部科学省のホームページを見ましたら、スクールソーシャルワーカーということで、学校に配置することを提案して、急遽予算も計上され、都道府県教委を通して募集を始めているという事実を知ったものですから、ある意味では私自身も考えていたことであり、非常にこれは有効な手段になると思っています。問題は一つの学校にスクールカウンセラーとソーシャルワーカーが入ったときに、その職能の区分をどうするかというのは大事だと思うんです。当然重なる部分はあるんですよ、これは。子どもに関する問題ですから。その辺を整理しながら、この事業を研究していくかないと、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラ

一との関係が崩れていってしまったら、不幸になるのは子どもですね。それはもう十分に研究していきたいと思っていますし、先ほど理事から言いましたように、教育相談室とはちょっと一線を隔して、かといって全く連携しないというわけには行きませんので、もし応募してこの事業に参加することができるようになれば、その辺の研究をしっかりしていきたいと思っています。

以上でございます。

○伊藤委員

重ねて申し上げるようですが、スクールカウンセラーというのは、問題のある子どもの心理的葛藤を改善しようというふうな役割だと思います。そして、スクールソーシャルワーカーの方は、子どもの、やはりその問題を発生させている環境というものがあるわけですから、環境に対して働きかけていくという、その役割の違いがあるかというふうに私なりにも認識しております。そういう意味では、むしろこの両方が両輪の輪のように機能していくことが理想であることは確かだと思います。

こういった新しい制度を導入することも必要ですが、加えて今教育長の方から最初に少しお話がありましたが、グループ、子供同士とか、そういったことがヒントになって申し上げますが、メンタルフレンドとか、それから群馬県の幾つかの中学校で最近行われているようですが、ピアサポート、異年齢の子どもたちでカウンセリングをし合うとか、子供同士での助け合い、そういうことなども研究しながら、取り入れていくということも検討していただきたいと思います。

以上です。

○小池委員長

それでは、御質問御、意見等ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○小池委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入りたいと思います。

ー討論省略の声ありー

○小池委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第39号、平成20年度教育予算の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

○小池委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開で取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をしたいと思います。今15時7分ですから、それでは15時20分まで休憩とさせていただきます。

午後3時7分 休憩